

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 ( 28215 )	
地域名 (地域内農業集落名)	志染町 ( 細目 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月20日、令和6年9月7日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・農家数は28戸で、内24戸が水稻栽培(品種:山田錦、キヌヒカリ、ヒノヒカリ)を行い、11戸が細目農機利用組合(以下、利用組合)を組織し、機械の共同利用を行っている。13戸は個々が所有する農業機械を利用し営農を行っている。
- ・利用組合の所有機械は、トラクターと田植機(各1台)である。
- ・一部の農地を三木市が借り受け、三木市民農園を開設している。また、近隣の窟屋営農組合が経営受託を、(株)兵庫みらいアグリサポートが農地集積し耕作している。
- ・一部の農家が、黒大豆を生産しJA兵庫みらいへ、また、野菜を生産し、JA兵庫みらい三木みらい館へ出荷している。
- ・一部の農家が、水稻の乾燥調製作業を、JA兵庫みらいライスセンターや窟屋ライスセンターに委託している。
- ・意向調査に回答した29名の内、15名(52%)が65歳以上と高齢化が進みつつある。
- ・意向調査結果では、4名が規模縮小・離農意向を持っており、20名が後継者の目途なしと回答している。今後、空き農地が発生することが予想されており、将来の地域農業のあり方や農地利用についての検討が必要になっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻栽培は、引き続き酒米「山田錦」を主要品種としつつ、食用米(小粒)品種はキヌヒカリ、ヒノヒカリとする。
- ・今後も、引き続き、個別経営体による経営を基本としつつ、老朽化等で農業機械が使用できなくなった農家に対し、利用組合への加入を進める。
- ・今後も、家族内で担い手が確保できるよう努力する。空き農地が発生した場合は、隣接農地を耕作する農家等への集積を打診し、もし受け手がいない場合は、将来、利用組合が作業受託や経営受託する仕組みを検討する。
- ・他の営農組合の事例も参考にしながら、若手や女性にも魅力のある面白い農業のあり方を検討する。その一つとして、ドローンやGPS搭載農機を活用したスマート農業の導入を検討する。
- ・地区内の農業後継者に対し、大型特殊免許の取得を進めるとともに、機械作業にも慣れてもらいながら、オペレーターとして将来の担い手を育成する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、担い手を中心に農地バンクを通じた集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は、中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みである。 しかし、パイプラインの老朽化も進んでおり、その再整備とともに、農地所有者理解のもと、可能な範囲では場の大区画化も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
細目集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除については、JA兵庫みらいに委託する。 また、乾燥調製作業は、引き続き、JA兵庫みらいライスセンターや窟屋ライスセンターに委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③今後、利用組合が機械更新の際には、作業者の負担軽減のため、スマート機器の導入を検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。